

17 環境関係

ア リサイクル・廃棄物

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
<p>拡大生産者責任等の推進 (環境省、経済産業省)</p>	<p>廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。 また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。 【「自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について」報告書(平成17年12月)】 【「資源有効利用促進法施行令の一部改正」及び「資源有効利用促進法における指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に係る判断基準省令の一部改正」(平成17年度中公布予定)】 【品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改正及びフォローアップの実施(平成17年10月)】</p>	改定・環境ア	逐次実施		
<p>医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 (環境省)</p>	<p>感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについて検討し、所要の措置を講ずる。 【「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改正(平成16年3月)】 【「廃抗悪性腫瘍剤等の取扱いに関する調査報告書」(平成18年3月予定)】</p>	改定・環境ア	措置	一部措置済(平成18年3月調査報告書公表予定)	逐次実施
<p>一般廃棄物処理における民間参入の推進 (環境省)</p>	<p>一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。 【循環型社会形成推進交付金制度にPFI事業を交付対象にした(平成17年度)】</p>	改定・環境ア	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化 (環境省)	貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は「積替え・保管」には該当しないなど、法令上の「積替え・保管」に関する解釈を明確化する。	改定・環境ア	措置済		
汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化 (環境省)	汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含むものではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する。	改定・環境ア	措置済		
再生利用認定制度の事務処理の迅速化 (環境省)	再生利用認定制度に係る申請の手引きを作成するとともに、標準処理期間を設定する。	改定・環境ア	措置済		
廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続きに伴う提出書類の簡素化 (環境省)	a 廃棄物処理施設の設置・変更の許可に係る申請書類について、先行許可に係る許可証の提出をもって欠格要件に係る書類を代替できる措置が一層活用されるよう所要の措置を講じるとともに、同一申請者が同時に複数の処理施設の設置等の許可を申請する場合に申請書類の提出の簡素化を図るなど、所要の措置を講じる。	改定・環境ア	措置済		
	b 平成16年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」について、その積極的活用を都道府県等あてに通知しており、今後とも、担当者会議等において適宜周知する。	別表1 - 21		措置済	
企業の分社化等に対応した廃棄物処理法上の	分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者(排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者)として認められる範囲について明確化する。	改定・環境ア	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
取扱いの見直し (環境省)					
「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化 (環境省)	廃棄物に該当するか否かの判断に際して、輸送費の扱い等に係る解釈が都道府県等により異なるとの指摘を踏まえ、統一的な解釈を示す。	改定・環境ア	措置済		
硫酸ピッチの不法投棄に係る罰則の強化 (環境省)	現行廃棄物処理法においても廃棄物の不法投棄については厳しい罰則を科しているが、これに加え、硫酸ピッチの不適正保管などの不適正処理について処罰の厳格化を図る。 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第40号)】	改定・環境ア	措置済		
容器包装リサイクル法の評価・検討 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているが、これを踏まえ、広く関係者からの要望等も含めて、関係省庁において評価・検討を行う。 【第164回国会に容器包装リサイクル法の改正案を提出】	改定・環境ア		一部措置済	措置(法案成立公布)
一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成 (環境省)	一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。 そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。 また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。 さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体で異なる分別	改定・環境ア		検討	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。				
災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 (環境省)	一般廃棄物のみを処理することを目的として国庫補助を受け整備した施設において、災害廃棄物である産業廃棄物を処理する場合の財産処分手続きの簡素化を具体的に検討し、措置する。	改定・環境ア	措置済		
産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化 (環境省)	産業廃棄物処理業の許可申請手続きに係る書類について、申請書を添付すべき書類の様式に関し、標準の様式を示し、その統一に努めるように再度通知を行う等の措置を行うことにより改めて周知する。 【平成17年度中通知発出予定】	改定・環境ア		措置(平成17年度中通知発出予定)	
廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化 (環境省)	産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しないものとして取り扱っている。この取扱いの趣旨を徹底するため通知を行う等の措置を行うことにより周知する。 【平成17年度中通知発出予定】	改定・環境ア		措置(平成17年度中通知発出予定)	
廃棄物処理法における「建設汚泥改良土」に関する取扱いの明確化 (環境省)	建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取扱いについて廃棄物にあたるか否かの判断に係る解釈を明確化する。 【「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月25日産業廃棄物課長通知)】	改定・環境ア		措置済	
廃棄物焼却炉からのダイオキシン類等排出実績報告の一本化 (環境省)	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第28条に基づき都道府県知事を行う報告・調査事項及び環境省が都道府県知事を通じて廃棄物処理事業者に求める報告・調査事項のうち、同じデータを記載する可能性のある部分について、書式の統一化等が可能であるか検討を行う。	改定・環境ア		検討	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和 (環境省)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)で規制される製品群)については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。	改定・環境ア		逐次実施	
自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について (経済産業省、環境省)	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。	改定・環境ア		検討	結論
廃棄物の区分の見直し (環境省)	a 廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。	重点・生活4(1)			措置
	b その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	重点・生活4(1)			措置
21 廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化 (環境省)	廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続を一括して行うことにより、事業者の行政手続が大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。	重点・生活4(2)、別表2-33			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
22再生利用認定制度の対象廃棄物に係る判断方法の見直し (環境省)	現行の再生利用認定制度は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第二条第一項第一号イに掲げる、いわゆるバーゼル規制対象物は再生利用認定制度の対象となる廃棄物に一律に該当しないとされているが、個別にその対象とするかどうかについて判断することとする。	重点・生活4(3)			措置
23専門委員会の設置 (環境省)	廃棄物の概念がより明確に、国民に分かりやすくなるよう、また、排出物をスムーズに、より有効な手段で、再利用・再資源化を促進できる社会システムを再構築するために、中央環境審議会の下部組織として、関係者による専門委員会を設置し、関係省庁の参加を得ながら、個々の廃棄物に係る一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し等、廃棄物処理法の運用に関する検討を開始する。	重点・生活4(4)			措置
24廃棄物処理法に係る許可の欠格要件の見直し (環境省)	学識経験者等からなる検討会において、欠格要件の見直しの必要性等について検討する。	別表3-27		検討	平成18年度を目途に結論

イ 地球温暖化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	下記により、総合的な対策を実施する。 a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。 b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(I T S : Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノン	改定・環境イ	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>リグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p> <p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p> <p>d 地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)では、経済的手法については、</p> <p>「効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方がある。</p> <p>費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。」</p> <p>とされていたが、同大綱等を発展的に引き継いだ京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)においては、</p> <p>「効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用には際しては、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。</p> <p>二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。</p> <p>環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」</p> <p>とされた。</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p> <p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。</p> <p>g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p> <p>h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。</p> <p>【「京都議定書目標達成計画」を閣議決定（平成17年4月28日）】</p> <p>【「エネルギーの使用の合理化に関する法律一部改正」（平成17年法律第93号）18年4月施行予定】</p> <p>【「地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正」（平成17年法律第61号）18年4月施行予定】</p> <p>【第164回国会に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案を提出】</p> <p>【第164回国会に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正案を提出】</p> <p>【第164回国会に特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正案を提出】</p>				
ガスパイプラインの建設促進 （国土交通省、	ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討し、所要の措置を講ずる。	改定・環境イ			

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
経済産業省、農林水産省)	<p>a 埋設深度について、2 MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。</p> <p>【通知（平成16年10月1日付国道利第19号）】</p>		措置済		
	<p>b 公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。</p>		<p>実際上の必要が生じた場合に検討</p>		
地球温暖化対策推進のための天然ガス火力発電所に係る環境アセスメントの見直し (環境省、経済産業省)	<p>a 天然ガス火力発電所建設の場合及び土地の改変を伴わずより環境負荷の少ない火力発電所を建設する場合に、環境影響評価の標準項目について省略することが可能となる条件及び標準手法が簡略化可能となる条件を提示する。</p>	改定・環境イ	措置済		
	<p>b 環境影響評価の事例の積み重ねの中で、窒素酸化物や気象に係るデータの蓄積を進め、事業者が利用しやすいような当該データの整備・提供を図るとともに、気象条件や地理的条件、発電所の煙突の高さ、ばい煙排出速度等を加味した事業者が利用しやすい技術手法に関する知見の集積や提供を進める。</p> <p>【「環境アセスメント技術ガイド 大気・水・土壌・環境負荷」調査報告書（平成18年1月）】</p>		<p>逐次実施</p>		

ウ ヒートアイランド

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 (環境省、国土交通省)	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	改定・環境ウ	措置済	逐次更新	
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。 【17年度末 報告書公表予定(国交省)】			逐次実施	
都市形態及び地表面被覆の改善から見たヒートアイランド対策の推進 (国土交通省)	a 都市公園、公共空間の緑、民有の樹林地など、ヒートアイランド現象の緩和に資する都市の緑を総合的に確保する観点から、緑地の保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進する仕組みを整備する。 このうち、都市に残された貴重な緑を保全する制度については、これまで大きな役割を果たしてきた厳しい行為規制を課する緑地保全地区制度のほか、届出制により緑を保全する地域制度を創設するなどの拡充を図り、積極的かつ機動的な緑の確保を図る。また、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)等に基づく近郊緑地保全区域の新たな指定の促進を図るとともに、近郊緑地の保全管理策の充実・強化を図ることにより、都市における緑地の積極的な確保を推進する。 さらに、民有地が過半を占める市街地の緑を増加させ、人工化された地表面被覆の改善を図るため、建築物の敷地や屋上に緑化を求める措置を導入する。	改定・環境ウ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>また、都市公園の整備を進め、緑を確保するため、借地方式で整備する都市公園の活用を進めるとともに、貴重な都市空間を階層的に有効活用する観点から駐車場や店舗などと公園を立体的に整備するための制度を創設する。</p> <p>【都市緑地保全法等の一部を改正する法律】 (平成16年法律第109号)</p> <p>【平成17年9月22日国土交通省告示第1016号】</p>				
	<p>b 自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した水と緑のネットワークを形成するための施策等をまとめた「都市環境インフラのグランドデザイン」について、平成15年度に首都圏について取りまとめられるところであるが、近畿圏においても、自然環境の総点検を行うとともにグランドデザインの策定に取り組む。</p>	改定・環境ウ	一部措置済		
人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	<p>空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。</p>	改定・環境ウ	逐次実施		
人工化された地表被覆の改善 (国土交通省、環境省)	<p>建物やアスファルト舗装などによって地表が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。</p>	改定・環境ウ	逐次実施		
ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等 (環境省、国土交通省、関係府省)	<p>ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。</p> <p>【ヒートアイランド対策関係府省連絡会議にて、第1回対策進捗状況の点検結果の取りまとめ(平成17年7月)】</p>	改定・環境ウ	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 (環境省、国土交通省、関係府省)	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	改定・環境ウ	逐次実施		

エ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し (環境省)	平成17年度に、スクリー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設置して検討を行う。	改定・環境工			検討
工業団地内における騒音規制の解釈の明確化 (環境省)	騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく地域指定や測定等の趣旨について必ずしも十分な意識の統一がなされていないおそれがあるので、技術的な助言として、その趣旨を広く地方公共団体に対し明らかにする。	改定・環境工	措置済		
鳥獣捕獲許可手続きの一部簡素化 (環境省)	鳥獣捕獲の許可事由の内、許可期間を長期間としても鳥獣の保護管理上問題がないものについては、生息状況に変化があった時は許可を取り消すこと等を条件に、許可期間を長期間とすることについて検討し、措置する。 【平成17年度中通知発出予定】	改定・環境工		措置(平成17年度中通知発出予定)	
ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定 (環境省)	粒径2.5 μ m以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に	改定・環境工			平成18年度までの調査研究等を踏まえ検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。				
外来生物法に基づくヌートリアの防除における狩猟免許の不要な場合の明確化 (環境省)	外来生物法に基づくヌートリアの防除は、使用する猟具に係る狩猟免許を有する者が実施することが原則であるが、その例外として、狩猟免許を所持しない者が外来生物法に基づくヌートリアの防除を実施できる場合について、使用猟具、使用場所、実施すべき措置等が明確になるよう通知を発出する。 【平成17年度中通知発出予定】	別表 4 - 1309		措置(平成17年度中通知発出予定)	